

横浜市土地利用総合調整会議要綱

制定 平成15年4月1日

最近改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 都市づくりの総合的かつ効率的な推進を図るため、横浜市における土地利用の基本方針及び総合調整について協議することを目的として、土地利用総合調整会議（以下「会議」という。）を置く。

(協議)

第2条 会議は、次に掲げる事項の協議を行う。

- (1) 土地利用の基本方針に関すること。
- (2) 重要な都市計画に関すること。
- (3) 別表1に定める重要な土地利用計画の総合調整に関すること。ただし、都市計画提案制度等、全市的に土地利用の調整がなされる場合はこの限りでない。
- (4) 第5条の土地取引前協議部会における協議の経過、および結果の報告に関すること。
- (5) 土地利用を適正に誘導するために必要な事項に関すること。
- (6) 土地利用の調整に関する基準の制定、改廃等に関すること。

2 前項の協議は、書面による協議とすることができる。

(組織等)

第3条 会議は、別表2に掲げる者及び当該協議に関係する区の総務部長をもって組織する。

- 2 会議に議長を置き、建築局企画部長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を掌理し、会議を主宰する。
- 4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指定する委員がその職務を代理する。
- 5 議長は、第1項の規定にかかわらず、必要に応じ、当該協議に関する者を委員に任命することができる。

(関係者への意見聴取)

第4条 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(土地取引前協議部会)

第5条 会議に土地取引前協議部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、横浜市における工業集積地域に所在する土地の取引に係る事前手続に関する要綱（平成19年8月27日制定）第2条に規定する届出のあった事項について協議し、経過及び結果を会議に報告する。
- 3 部会は、別表3に掲げる者及び前項の協議に関係する区の総務部長をもって組織する。
- 4 部会に部会長を置き、建築局企画部長をもって充て、部会の事務を掌理する。
- 5 第3条第4項及び第5項並びに前条の規定は、部会についてそれぞれ準用する。これらの規定中「会議」とあるのは「部会」と、「議長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(事前相談)

第6条 市長は、別表1に定める重要な土地利用計画を企画・立案した者、又は行おうとする者（以下「事業者」という。）に対し、原則として、土地取引を行う前、または、法令等に基づく手続の6か月前までに「土地利用相談書」（第1号様式）の提出を求めることができる。

- 2 市長は、前項の「土地利用相談書」（第1号様式）の提出があった場合は、速やかに会議に協議させるものとする。

(助言)

第7条 市長は、会議による第2条第1項第3号の協議の結果を受け、必要があると認めるときは、事業者に対して助言を行うものとする。

2 前項の助言は、「土地利用相談に対する助言書」(第2号様式)によるものとする。

(庶務)

第8条 会議及び部会の庶務は、建築局企画課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議に必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月10日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月20日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表1) 第2条第1項第3号に定める重要な土地利用計画

分類	用途・行為分類		規模分類
市街化区域	工業系用途地域内	共同住宅	区域面積 0.5 ヘクタール以上又は 計画戸数 100 戸以上：鶴見区、神奈川区、西区、 港北区、戸塚区 200 戸以上：その他の区
		工業系施設※ ¹	区域面積 3 ヘクタール以上
		その他の土地利用計画	区域面積 0.5 ヘクタール以上
	上記以外	共同住宅	計画戸数 100 戸以上：鶴見区、神奈川区、西区、 港北区、戸塚区 200 戸以上：その他の区
共同住宅以外		区域面積 3 ヘクタール以上	
市街化調整区域	土地利用転換を行うもの		区域面積 0.3 ヘクタール以上
	都市廃棄物処理施設又は処分地等の立地		全て
上記に関わらず全域	その他、土地利用転換で総合調整が必要なもの		

※1 工業系施設とは、工場、研究所、事務所のことを指します。

(別表2) 土地利用総合調整会議の構成委員

局名	職名
建築局	企画部長（議長）
政策経営局	政策担当部長
みどり環境局	戦略企画部長
経済局	企業投資促進担当部長
建築局	建築指導部長 宅地審査部長
都市整備局	企画部長 地域まちづくり部長
道路局	計画調整部長

(別表3) 土地利用総合調整会議土地取引前協議部会の構成委員

局名	職名
建築局	企画部長（部会長）
政策経営局	政策担当部長
経済局	企業投資促進担当部長
都市整備局	企画部長 地域まちづくり部長

年 月 日

土地利用相談書

(提出先)
横浜市長

(相談者)
住所
氏名

(件名) 区 町土地利用相談について

土地利用相談の概要	土地の位置	横浜市 区 町 番地 外		
	事業者	住所 氏名 連絡先 ()		
	代理人	住所 氏名 連絡先 ()		
	土地利用目的	(共同住宅の場合 戸)		
	規模	敷地面積 m ² 延べ面積約 m ² 、高さ約 m (可能な範囲で記入)		
	土地所有の状況	1. 取得予定 (頃) 2. 自己所有 3. ()		
	土地所有者の認知	1. 全て認知 2. 一部認知 3. 認知無し		
	計画公表の時期	年 月頃		
	開発許可の適用	有・無・未定	市街地環境設計制度の適用	有・無・未定

添付図書 1 位置図 2 公図(写)(市街化調整区域の場合)
(提出部数は1部です。なお、概略計画図等があれば添付願います。)

土地利用総合調整会議協議該当項目 (該当するものに○)	区域	用途・行為等	規模	該当	
	市街化区域 地域内	工業系用途	共同住宅	区域面積0.5ヘクタール以上又は 計画戸数 100戸以上：鶴見区、神奈川区、 西区、港北区、戸塚区 200戸以上：その他の区	
			工業系施設 ^{※1}	区域面積3ヘクタール以上	
			その他の土地利用計画	区域面積0.5ヘクタール以上	
	上記以外	共同住宅	共同住宅	計画戸数 100戸以上：鶴見区、神奈川区、 西区、港北区、戸塚区 200戸以上：その他の区	
		共同住宅以外	共同住宅以外	区域面積3ヘクタール以上	
	市街化調整 区域	土地利用転換を行うもの	土地利用転換を行うもの	区域面積0.3ヘクタール以上	
都市廃棄物処理施設又は処分地等の立地		都市廃棄物処理施設又は処分地等の立地	全て		
上記に関わ らず全域	その他、土地利用転換で総合調整が必要なもの	その他、土地利用転換で総合調整が必要なもの			

(備考)

※1 工業系施設とは、工場、研究所、事務所のことを指します。

土地利用相談に対する助言書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

横浜市長 印

横浜市では、都市づくりの総合的かつ効率的な推進を図るため、横浜市土地利用総合調整会議を開催して、重要な土地利用計画について総合調整を行い、本市の基本方針等に関する助言を行っています。

つきましては、 年 月 日付の土地利用相談書について、横浜市土地利用総合調整会議要綱第7条の規定により、次のとおり助言します。

所在地	
敷地面積	
土地利用目的	
■本市の基本計画等について	
■助言事項	
■その他	